

帯広畜産大学自動販売機設置運営業務

入 札 説 明 書

国立大学法人北海道国立大学機構
帯広畜産大学

入 札 説 明 書

国立大学法人北海道国立大学機構の調達契約に係る入札公告（令和５年１月３０日付け）に基づく入札等については、北海道国立大学機構会計規程（令和４年機構規程第７４号）、北海道国立大学機構契約事務取扱規程（令和４年機構規程第８０号）（以下「取扱規程」という。）、北海道国立大学機構役務請負契約基準（令和４年機構基準第８号）（以下「契約基準」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 契約者等

- （１）契 約 者 国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長 谷 山 彰
- （２）所属部局名 帯広畜産大学
- （３）所 在 地 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西２線１１番地

２ 調達内容

- （１）調達件名及び数量 帯広畜産大学自動販売機設置運營業務 一式
- （２）調達概要 本業務は、帯広畜産大学構内において、自動販売機の設置及び運営を行うものである。（詳細は、別冊仕様書による。）
- （３）履行期間 令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで
- （４）履行場所 帯広畜産大学構内
- （５）入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金は免除する。
 - ② 契約保証金は免除する。

３ 競争参加資格

- （１） 競争加入者等が取扱規程第３条及び第４条に規定される次の事項に該当するときは、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）及び破産者で復権を得ない者であるとき
ただし、その者が成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合並びに未成年者であって、婚姻をしている場合若しくは営業許可を受けている場合はこれにあたらぬ。
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後、その者について理事長が定めた期間（２年間）を経過していないとき（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
 - （ア） 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に關して不正な行為をしたとき
 - （イ） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - （ウ） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - （エ） 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき
 - （オ） 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - （カ） 前各号のいずれかに該当する事実があった後、理事長が定めた期間（２年間）を経過しない者を、契約の履行に当り、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- （２） 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学が認定した競争参加資格において令和４年度に北海道地域の「物品の販売」又は「役務の提供等」のＡ，Ｂ，Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西２線１１番地

帯広畜産大学管理課

T E L 0155-49-5241

- (3) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 公正性かつ無差別が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (6) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (7) 理事長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 一般競争入札参加届出書、入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した業務を履行できることを証明する資料（以下「履行できることを証明する資料」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西 2 線 1 1 番地

帯広畜産大学管理課施設管理室 施設企画・管理係

T E L 0155-49-5263

- (2) 入札書の受領期限 令和 5 年 3 月 3 日（金）17 時 00 分

- (3) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書（案）及び取扱規程並びに契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は前記 4 の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。

- ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式 2 の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和 5 年 3 月 8 日開札〔帯広畜産大学自動販売機設置運營業務〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

（ア） 業務名

- （イ） 販売手数料率（販売単価（消費税及び地方消費税を含む。）に販売本数を乗じた売上のうち、本学に納付する金額を算出するために売上に乗じる一定の率とする。）をパーセントで記入（小数点以下はつけない）

- （ウ） 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

- （エ） 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和 5 年 3 月 8 日開札〔帯広畜産大学自動販売機設置運營業務〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し前記 4 の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかななければならない。

- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (4) 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

- ② 業務名及び販売手数料率のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 業務名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 販売手数料率の記載が不明確なもの
- ⑦ 販売手数料率の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに別紙様式3の代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和5年3月8日（水） 10時00分

帯広畜産大学本部棟 1F 会議室

(8) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、入札執行者の執行宣言後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示又は名刺等を提出しなければならない。この場合、代理人が前記4の（6）の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、理事長が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定販売手数料率を超える入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、別記様式1の一般競争入札参加届出書、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類並びに前記3の競争参加資格を有することを証明する書類

(以下「競争参加資格の確認のための書類」という。)とともに、前記4の(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、理事長から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別記1により作成する。

② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③ 理事長は、提出された書類を競争参加資格の確認及び入札公告並びに入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

④ 一旦受領した書類は返却しない。

⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの対象としない。

(4) 落札者の決定方法

① 前記4の(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の販売手数料率が、取扱規程第15条第1項の規定に基づいて作成された予定販売手数料率を超える最高の販売手数料率をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)に契約書の取り交わしをするものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に理事長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において、理事長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 調達件名の検査等

① 落札者が入札書とともに提出した業務を履行できることを証明する書類の内容は、仕様書と同様にすべて検査等の対象とする。

② 別冊仕様書等の内容に従って検査等を実施する。

(8) 別冊仕様書等に対する質問の提出

① 受領期限： 令和5年2月24日(金)の17時まで。(郵送等の場合には必着のこと。)

② 提出場所： 前記4(1)に同じ。

③ 提出方法： 書面を持参又は郵送等

(9) (8)の質問に対する回答 令和5年2月28日(火)に回答する。

【添付書類】

別紙様式1 一般競争入札参加届出書

別紙様式2 入札書

別紙様式3 代理委任状

別冊 仕様書

別冊 契約書（案）

次に掲げる基準類は、帯広畜産大学ホームページより入手することができる。

<http://www.obihiro.ac.jp/>

サイドメニュー「大学紹介」→「方針」→「北海道国立大学機構規則集」

- ・北海道国立大学機構会計規程
- ・北海道国立大学機構契約事務取扱規程
- ・北海道国立大学機構役務請負契約基準

別記 1

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 令和4年度の参加資格認定通知書（全省庁統一資格又は本学資格）の写し・・・1部

2 履行できることを証明する書類

- (1) 会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
・会社の概要を記載した書面
- (2) 請負実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
・自動販売機設置運営に係る業務の受注実績書〔直近の10件程度の契約実績で可〕
（顧客名，契約名，期間，顧客の担当者の氏名及び電話番号などを記載した書面）
- (3) アフターサービス体制が整備されていることを証明できる資料・・・・・・・・1部
・業務実施体制図（指揮命令系統及び連絡先，担当者，責任者を図示したもの）
・緊急時連絡体制図（災害時及び深夜，休日等に急務が発生した場合の体制図）

別紙様式について

別紙様式 1 一般競争入札参加届出書

別紙様式 2 入札書

①競争加入者本人が入札する場合

②代理人が入札する場合

③復代理人が入札する場合

別紙様式 3 代理委任状

①社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合

②支店長等が競争加入者の代理人となる場合

③支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合

別紙様式 1

一般競争入札参加届出書

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

提出者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇－〇－〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

作成責任者 北海道〇〇市〇〇－〇－〇
〇〇株式会社
〇〇部〇〇課 〇〇〇〇〇
電話番号：
FAX番号：
e-mail：

令和5年1月30日付けで公告のありました 帯広畜産大学自動販売機設置運營業務の競争参加について、入札書の提出意旨がありますので、届け出いたします。

なお、北海道国立大学機構契約事務取扱規程（令和4年機構規程第80号）第3条及び第4条の規定に該当するものでないことを誓約します。

別紙様式2（① 競争加入者本人が入札する場合）

入 札 書

業務名 帯広畜産大学自動販売機設置運営業務

販売手数料率（小数点以下不可）

%

北海道国立大学機構契約事務取扱規程（令和4年機構規程第80号）及び北海道国立大学機構役務請負契約基準（令和4年機構基準第8号）を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の販売手数料率によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇〇 印

別紙様式2（② 代理人が入札する場合）

入 札 書

業務名 帯広畜産大学自動販売機設置運営業務

販売手数料率（小数点以下不可）

%

北海道国立大学機構契約事務取扱規程（令和4年機構規程第80号）及び北海道国立大学機構役務請負契約基準（令和4年機構基準第8号）を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の販売手数料率によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇

代 理 人 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇〇 印

別紙様式 2 (③ 復代理人が入札する場合)

入 札 書

業務名 帯広畜産大学自動販売機設置運営業務

販売手数料率 (小数点以下不可)

%

北海道国立大学機構契約事務取扱規程 (令和 4 年機構規程第 8 0 号) 及び北海道国立大学機構役務請負契約基準 (令和 4 年機構基準第 8 号) を熟知し, 仕様書に従って上記の業務を実施するものとして, 入札に関する条件を承諾の上, 上記の販売手数料率によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

競争加入者 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇

復代理人 〇〇〇〇〇 印

別紙様式3（① 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

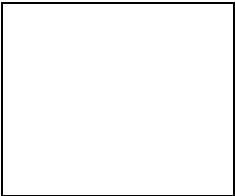
委任者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月8日に帯広畜産大学で行われる帯広畜産大学自動販売機設置運営業務の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり，必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙様式3 (② 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

委任者（競争加入者） 北海道〇〇市〇〇－〇－〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

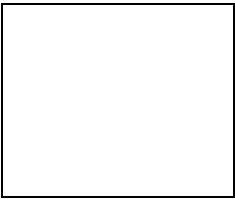
記

受任者（代理人） 北海道〇〇市〇〇－〇－〇
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇〇

- 委任事項
- 1 入札及び見積に関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 請負代金の請求及び受領に関する件
 - 5 復代理人の選任に関する件
 - 6

委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙様式3（③ 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構 殿

委任者（競争加入者の代理人） 北海道〇〇市〇〇-〇-〇
〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇〇を〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月8日に帯広畜産大学で行われる帯広畜産大学自動販売機設置運営業務の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



（注）

- 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されていることが必要であること。（別紙様式3②を参照）
- 2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

業務請負契約書（案）

業 務 名 帯広畜産大学自動販売機設置運営業務
販売手数料率 %也

発注者 国立大学法人北海道国立大学機構 理事長 長谷山 彰と受注者_____との間において、上記の業務について、上記の販売手数料率で次の条項によって業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別紙仕様書等に基づいて、業務を実施するものとする。

第2条 業務は、帯広畜産大学構内において実施する。

第3条 業務の履行期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第4条 契約保証金は免除する。

第5条 受注者は、業務に従事する作業員等の身元、衛生、風紀及び規律の維持に関して、一切の責任を負い、受注者が適当ではないと認めた作業員等は、従事させないものとする。

第6条 受注者は、発注者による事前の承諾がないかぎり、業務の全部又は一部を第三者に再委託できない。なお、発注者の承諾を得て第三者に再委託する場合には、再委託先の名称、業務内容等を記入した書面を事前に提出するとともに、受注者は当該第三者に対し、本契約における受注者の義務と同様に義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負うものとする。

第7条 受注者は、業務により知り得た個人情報適切に管理するとともに、第三者に対し提供又は漏洩してはならない。また、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

第8条 受注者は、1か月分の自販機ごとの販売本数及び販売実績額を取りまとめ、翌月10日までに帯広畜産管理課施設管理室に報告するものとする。

第9条 販売手数料は、半期毎（4～9月、10～3月）に精算し、売上金額に上記の販売手数料率を乗じて算出された販売手数料を、北海道国立大学機構の請求に基づき納入すること。

第10条 自動販売機設置・運営に係る光熱水料は、毎月北海道国立大学機構の請求に基づき納入すること。

第11条 受注者は、本契約履行中に受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた時は、その損害について賠償の責を負うものとする。

第12条 発注者は、正当な理由がなく客観的な契約の不履行があったと認められる場合には、受注者に対して口頭又は書面による改善要求を行うものとする。

第13条 受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき売上金額(契約期間が満了していない場合は、未経過期間に予定していた売上見込金額を加算した額)に上記販売手数料率を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令がすべて確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反す

る行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者が、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第14条 発注者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

一 この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

二 受注者が、この契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

三 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項により契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

第15条 この契約において必要な細目は、北海道国立大学機構契約事務取扱規程（令和4年機構規程第80号）及び北海道国立大学機構役務請負契約基準（令和4年機構基準第8号）によるものとする。

第16条 この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じたときは、双方協議の上、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第18条 本契約に関する訴えの専属的合意管轄裁判所は、北海道国立大学機構所在地を管轄区域とする釧路地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者、受注者は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和5年 月 日

発注者 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 長谷山 彰

受注者

帯広畜産大学自動販売機設置運営業務

仕 様 書

国立大学法人北海道国立大学機構
帯広畜産大学

仕 様 書

1. 業務の概要

(1) 件名

帯広畜産大学自動販売機設置運営業務

(2) 業務内容

帯広畜産大学（以下「本学」という。）における飲料等自動販売機（以下「自販機」という。）について、本仕様書に基づき設置、運営する業務

(3) 設置場所及び台数等

別紙「自動販売機設置場所一覧」のとおり

なお、契約期間中において必要がある場合は、協議の上、自販機の増設、移設、撤去をすることができるものとする。

(4) 設置費用等

自販機の設置費用（基礎工事、電気工事等）、維持管理及び撤去に係る費用は、受注者の負担とする。なお、設置にあたっては、本学の指示に従うものとする。

(5) 契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

なお、設置時期については、本学担当者と協議の上決定するものとする。

2. 設置・運営条件

(1) 自動販売機の規格及び条件

- ① ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光・消滅、学習省エネ機能、真空断熱材やヒートポンプ式の採用、ピークカット等、消費電力量の低減に資する機能を備えた機種を設置すること。
- ② 設置する全ての自動販売機で千円札及び電子マネーが購入に利用できること。
- ③ 新紙幣が発行された際は速やかに対応し、新紙幣での購入を可能にすること。
- ④ 自販機設置の際は、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）を遵守すること。

- ⑤ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）を遵守すること。

（２）管理・運営

- ① 商品の補充、代金回収、釣り銭補充、空き缶容器等の回収、自販機周辺の清掃については、滞りなく行えるよう体制を整えること。また、賞味期限切れとなった販売商品については直ちに回収すること。
- ② 自販機の故障、販売商品の品切れ、投入ミスによる誤販売、釣り銭が出ない等のクレームについては、速やかに対応することとし、すべての自販機に連絡先を明示すること。

（３）販売商品について

- ① 販売商品は、水、お茶、炭酸飲料、スポーツドリンク、コーヒー、ジュース等の商品構成で、設置場所及び販売本数に応じ配備すること。
- ② 酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。
- ③ 販売商品の追加・変更等については、協議の上、実施すること。

（４）使用済みボックスの回収容器について

受注者は、自販機設置場所に使用済み容器の回収ボックスを設置し、空き缶容器等を回収すること。

（５）販売価格

商品の販売価格は、標準小売価格の１０円引き以下で販売すること。

（６）販売実績報告

受注者は、１か月分の自販機ごとの販売本数及び販売実績額（消費税及び地方消費税を含む。）を取りまとめ、翌月１０日までに帯広畜産大学管理課施設管理室に報告すること。なお、様式については、協議の上決定するものとする。

（７）販売手数料

- ① 販売実績に売り上げに対する割合（入札により決定）を乗じて得た額を納付すること。
- ② 販売手数料は半年毎（４～９月、１０～３月）に精算し、北海道国立大学機構の請求に基づき

納入すること。

(8) 料金等

① 光熱水料

自販機設置・運営に係る光熱水料については、電気等の使用量を計測する検定付メーターにより算出した料金を、毎月北海道国立大学機構の請求に基づき納入すること。

② 土地・建物の貸付料

無償とする。

(9) 契約終了時

契約終了時は、受注者の負担において自販機等を撤去し、原状回復を行うこと。ただし、本学が原状回復不要と判断した場合は、この限りではない。

(10) 賠償責任

販売商品や自販機に起因する事故等が発生し、本学又は第三者に損害を与えた時は、速やかに誠意をもって対応し、その損害の賠償は本学の責に帰する場合を除き、受注者の責任において全て行うものとする。

3. その他

(1) 災害時等の非常時において、本学が飲料提供を必要と判断した場合には、自販機内の飲料を無償で提供することとする。なお、詳細については本学と協議の上決定するものとする。

(2) 商品等の盗難及び破損が発生し、本学の責に帰することが明らかな場合を除き、本学はその責を負わない。

(3) 本仕様書について定めのない事項については、本学と協議の上決定するものとする。

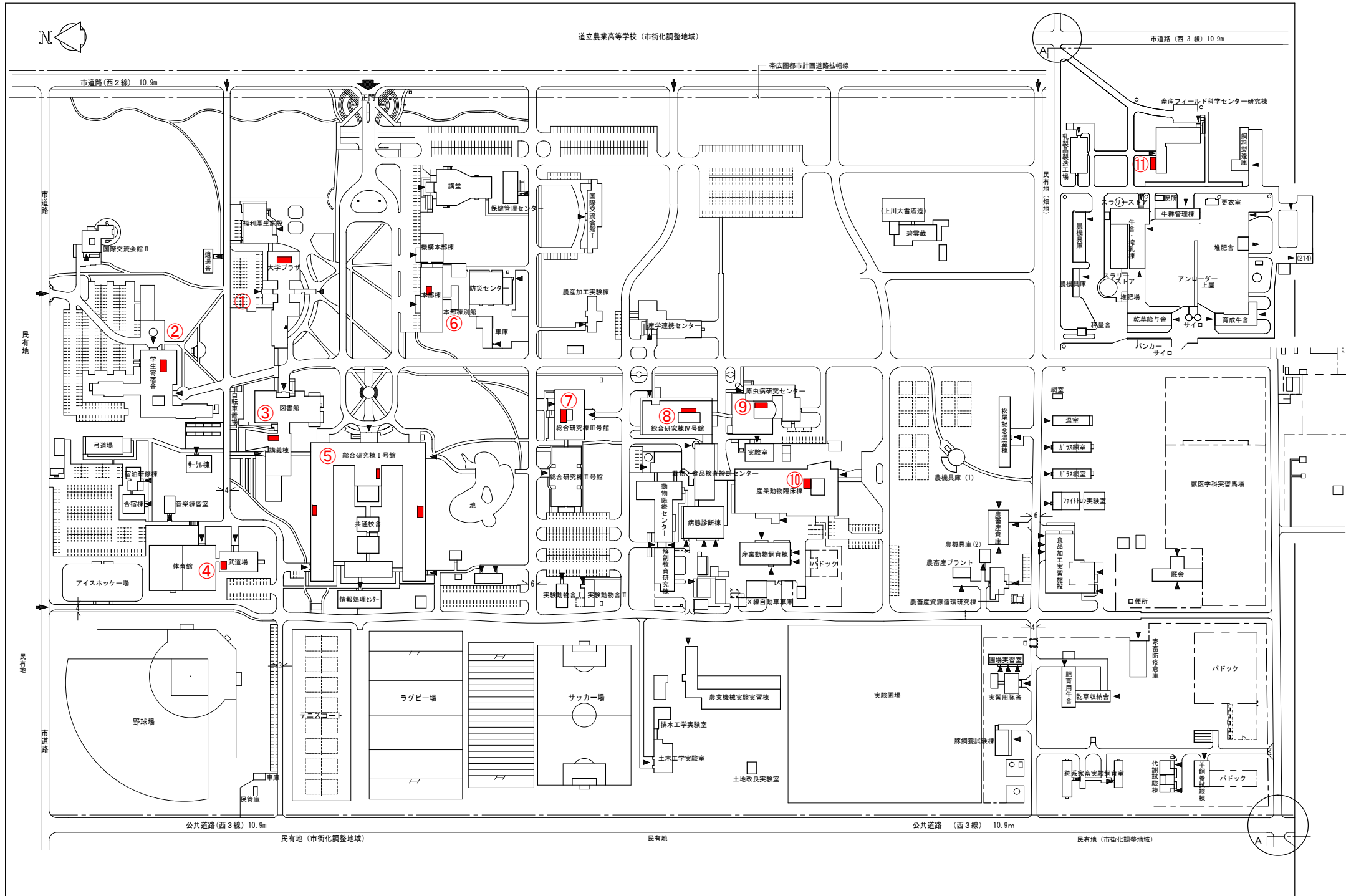
自動販売機設置場所一覧

番号	設置場所		販売品目	設置台数	面積 ※ 1		年間販売本数 ※ 2
①	かしわプラザ：コミュニケーションホール	1 F	紙コップ	1台	W1170mm×D740mm	0.87㎡	3,372本
②	学生寄宿舍：食堂	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1160mm×D750mm	0.87㎡	6,274本
	学生寄宿舍：食堂	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W870mm×D625mm	0.55㎡	11,486本
③	講義棟：大講義室前	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1018mm×D725mm	0.74㎡	3,185本
	講義棟：大講義室前	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1018mm×D725mm	0.74㎡	5,631本
④	武道場：ロビー	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1180mm×D920mm	1.08㎡	789本
	武道場：ロビー	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1180mm×D920mm	1.08㎡	3,121本
	武道場：ロビー	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W880mm×D630mm	0.55㎡	1,187本
⑤	総合研究棟Ⅰ号館：多目的ホール	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1160mm×D727mm	0.85㎡	5,182本
	総合研究棟Ⅰ号館：北側コミュニケーションラウンジ	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W870mm×D625mm	0.55㎡	1,270本
	総合研究棟Ⅰ号館：北側コミュニケーションラウンジ	2 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W870mm×D625mm	0.55㎡	2,185本
	総合研究棟Ⅰ号館：北側コミュニケーションラウンジ	3 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W870mm×D625mm	0.55㎡	1,660本
	総合研究棟Ⅰ号館：南側コミュニケーションラウンジ	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W870mm×D625mm	0.55㎡	2,680本
	総合研究棟Ⅰ号館：南側コミュニケーションラウンジ	2 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W870mm×D625mm	0.55㎡	1,456本
	総合研究棟Ⅰ号館：南側コミュニケーションラウンジ	3 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W870mm×D625mm	0.55㎡	3,646本
⑥	本部棟：コワーキングカフェ	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1000mm×D725mm	0.73㎡	7,009本
⑦	総合研究棟Ⅲ号館：ホール	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1160mm×D727mm	0.85㎡	4,964本
⑧	総合研究棟Ⅳ号館：ホール	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W870mm×D625mm	0.55㎡	2,492本
⑨	原虫病研究センター：風除室	1 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1000mm×D700mm	0.70㎡	2,265本
⑩	産業動物臨床棟：ホール	2 F	缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1032mm×D765mm	0.79㎡	2,448本
⑪	畜産フィールド科学センター 屋外		缶・ペットボトル・瓶・紙パック	1台	W1032mm×D765mm	0.57㎡	2,062本

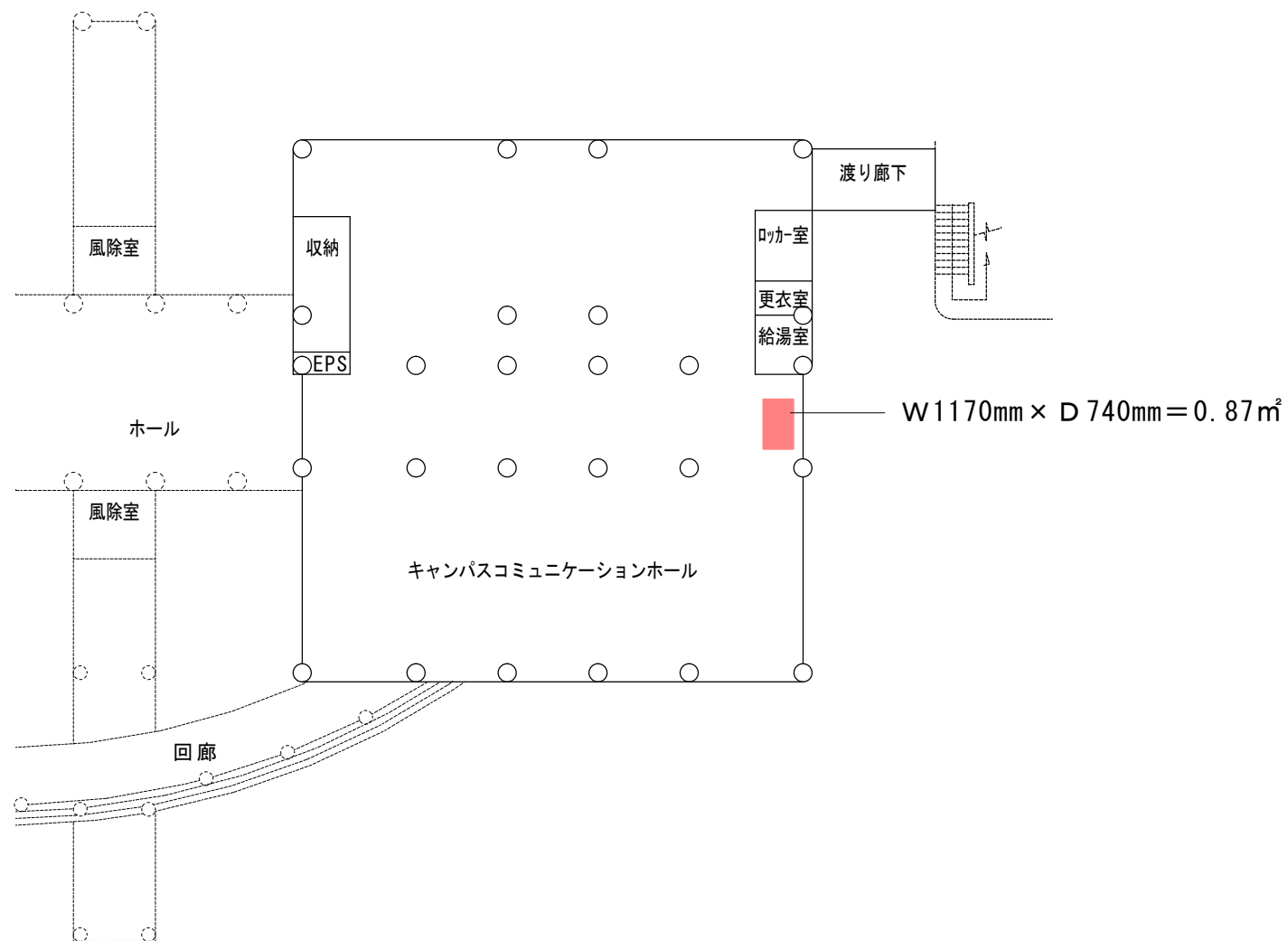
※ 1 上記面積は、現在設置中の自販機面積。台数は変更可能とし、使用面積の増加については、本学と協議の上決定する。

※ 2 令和4年度における見込み販売実績本数。参考数値であるため、販売本数を保証するものではない。

配置図

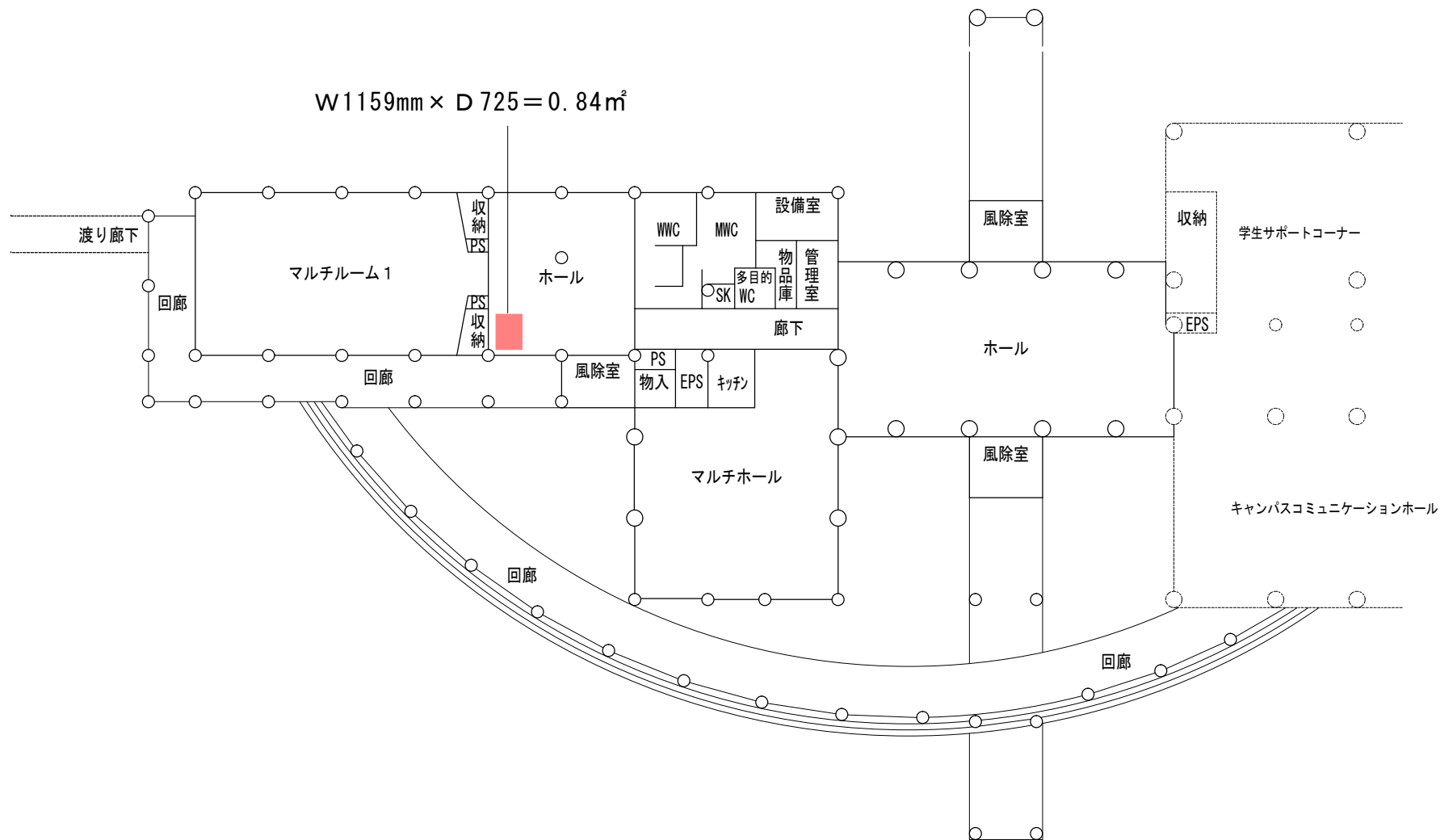


① かしわプラザ

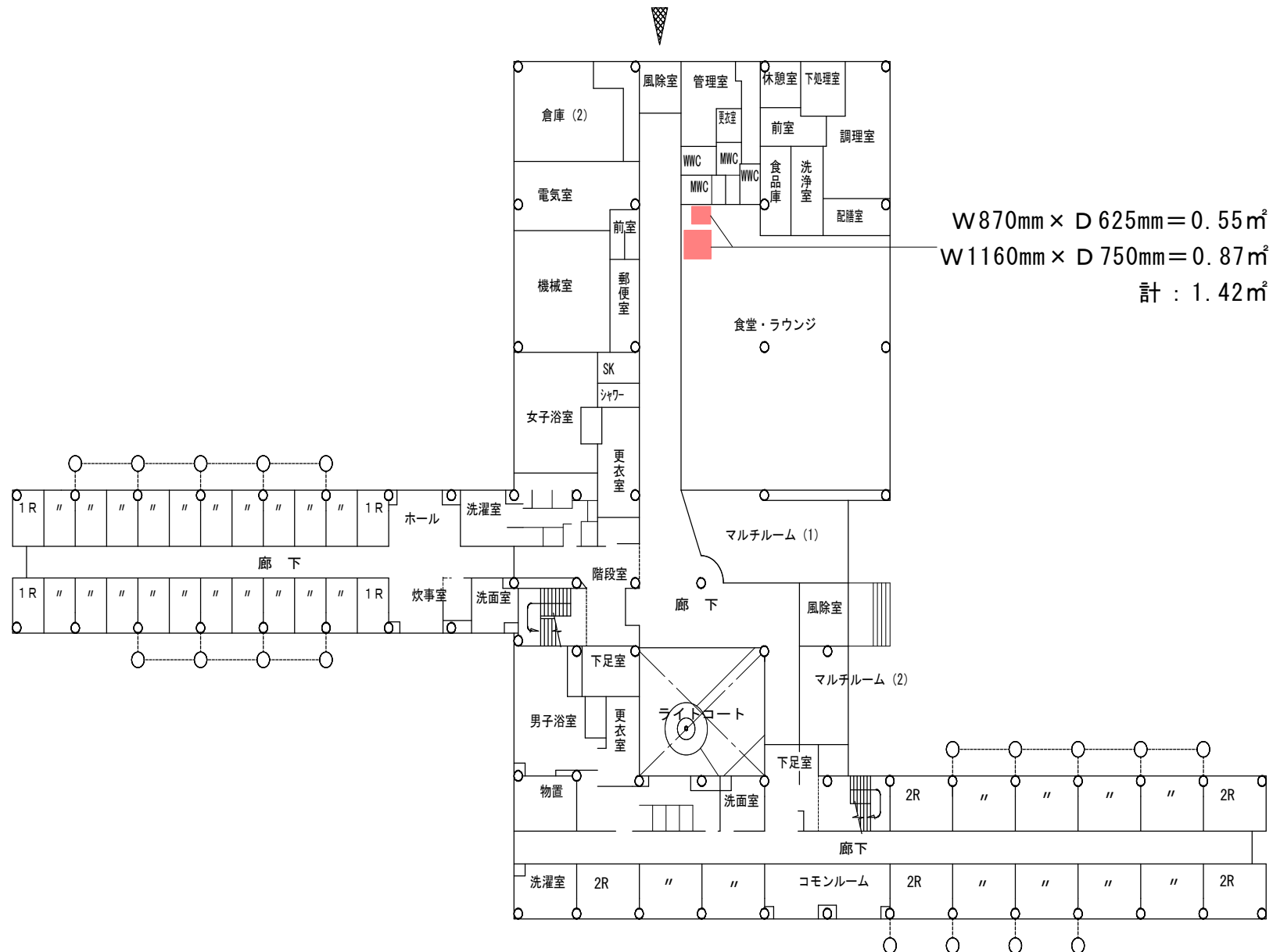


① かしわプラザ

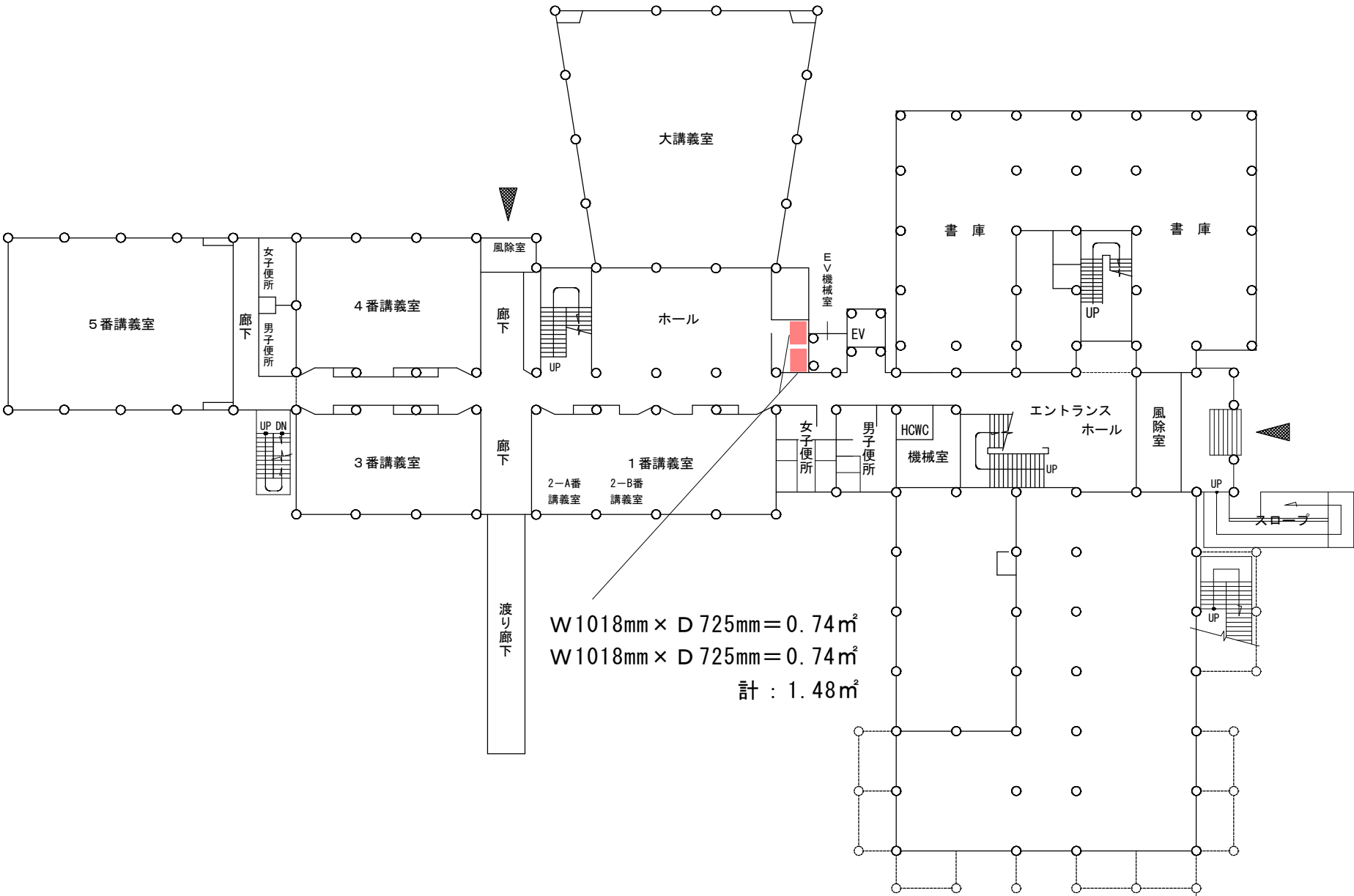
W1159mm × D 725 = 0. 84㎡



② 学生寄宿舍

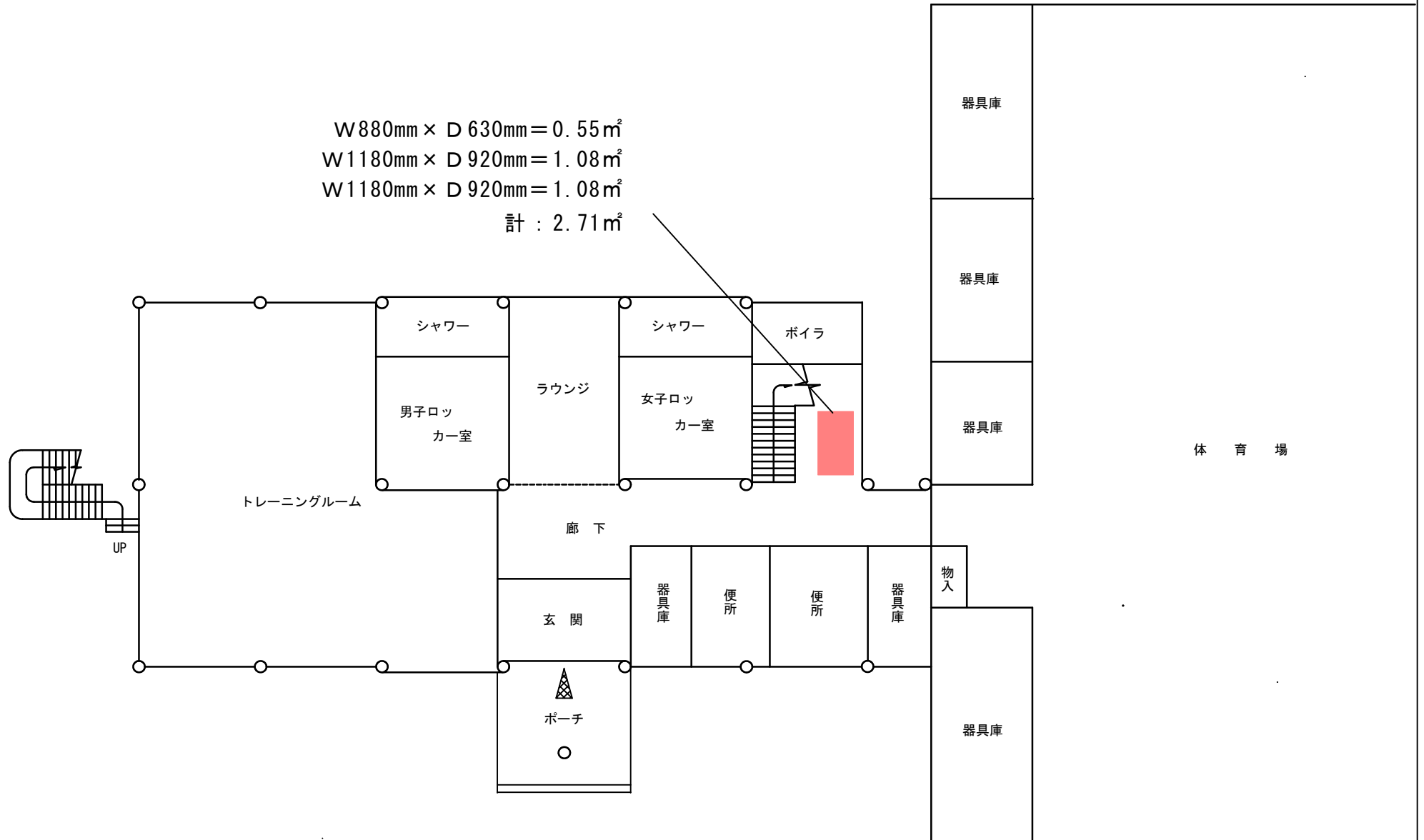


③ 講義棟



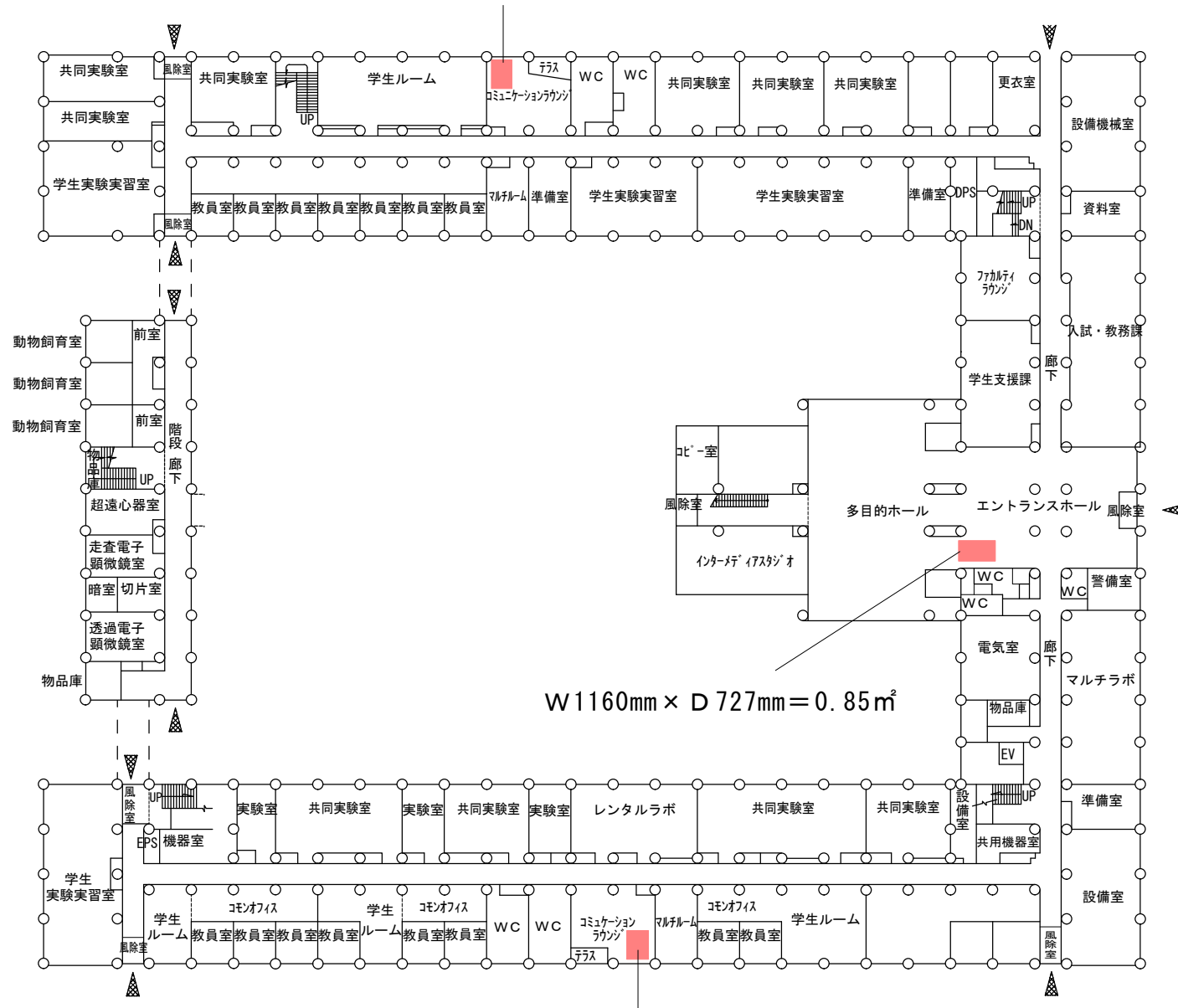
④ 武道場

$W880\text{mm} \times D630\text{mm} = 0.55\text{m}^2$
 $W1180\text{mm} \times D920\text{mm} = 1.08\text{m}^2$
 $W1180\text{mm} \times D920\text{mm} = 1.08\text{m}^2$
 計：2.71 m^2



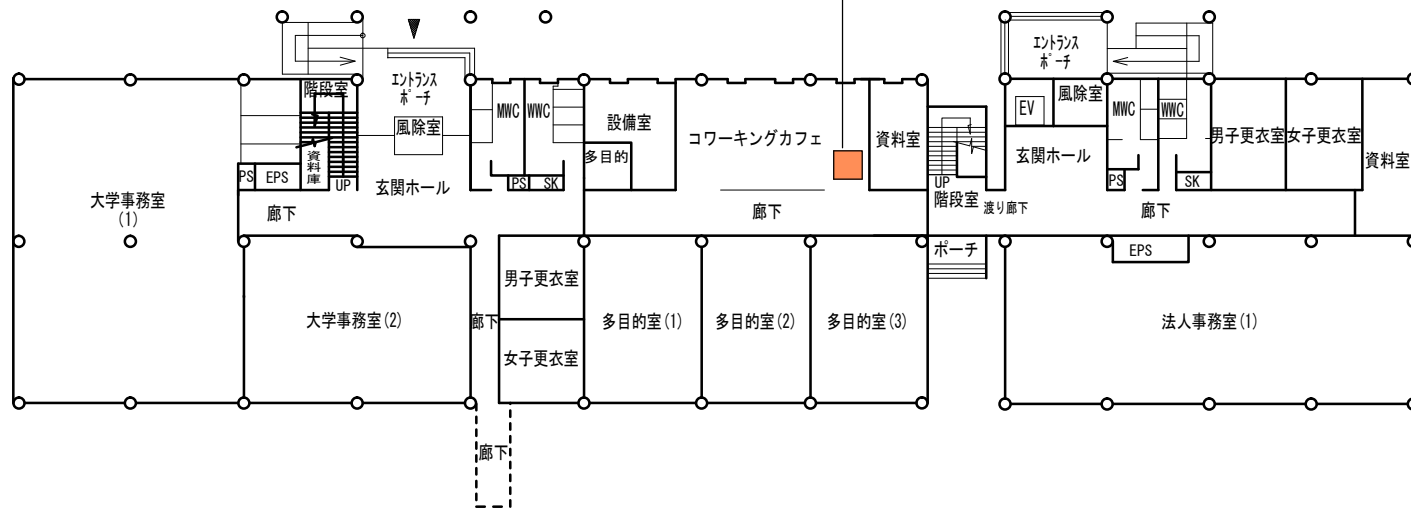
⑤ 総合研究棟 I 号館

W870mm × D 625mm = 0.55㎡ 1 F ~ 3 F 各 1 台



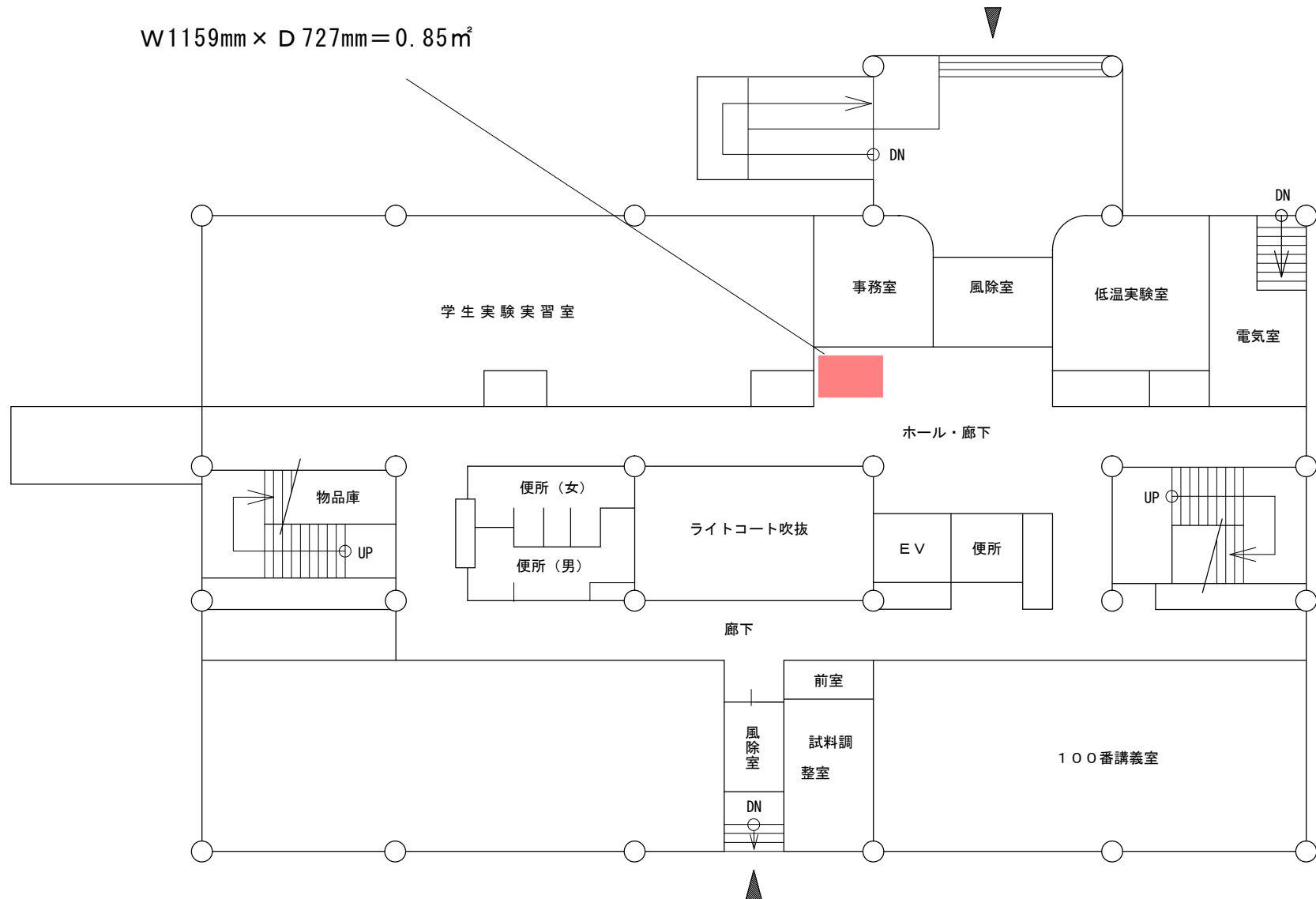
⑥ 機構本部棟・本部棟

W1000mm × D 725mm = 0.73m²

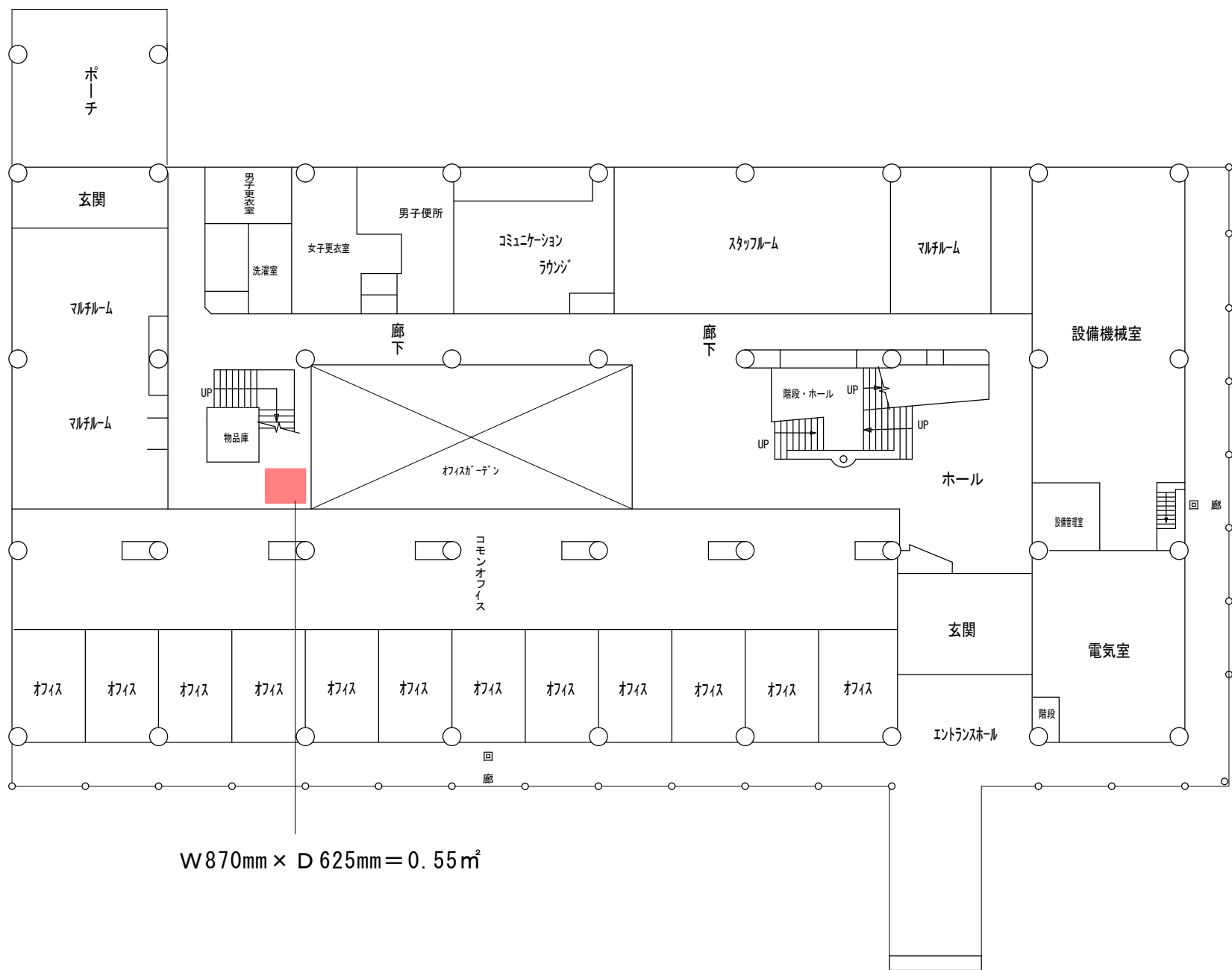


⑦ 総合研究棟Ⅲ号館

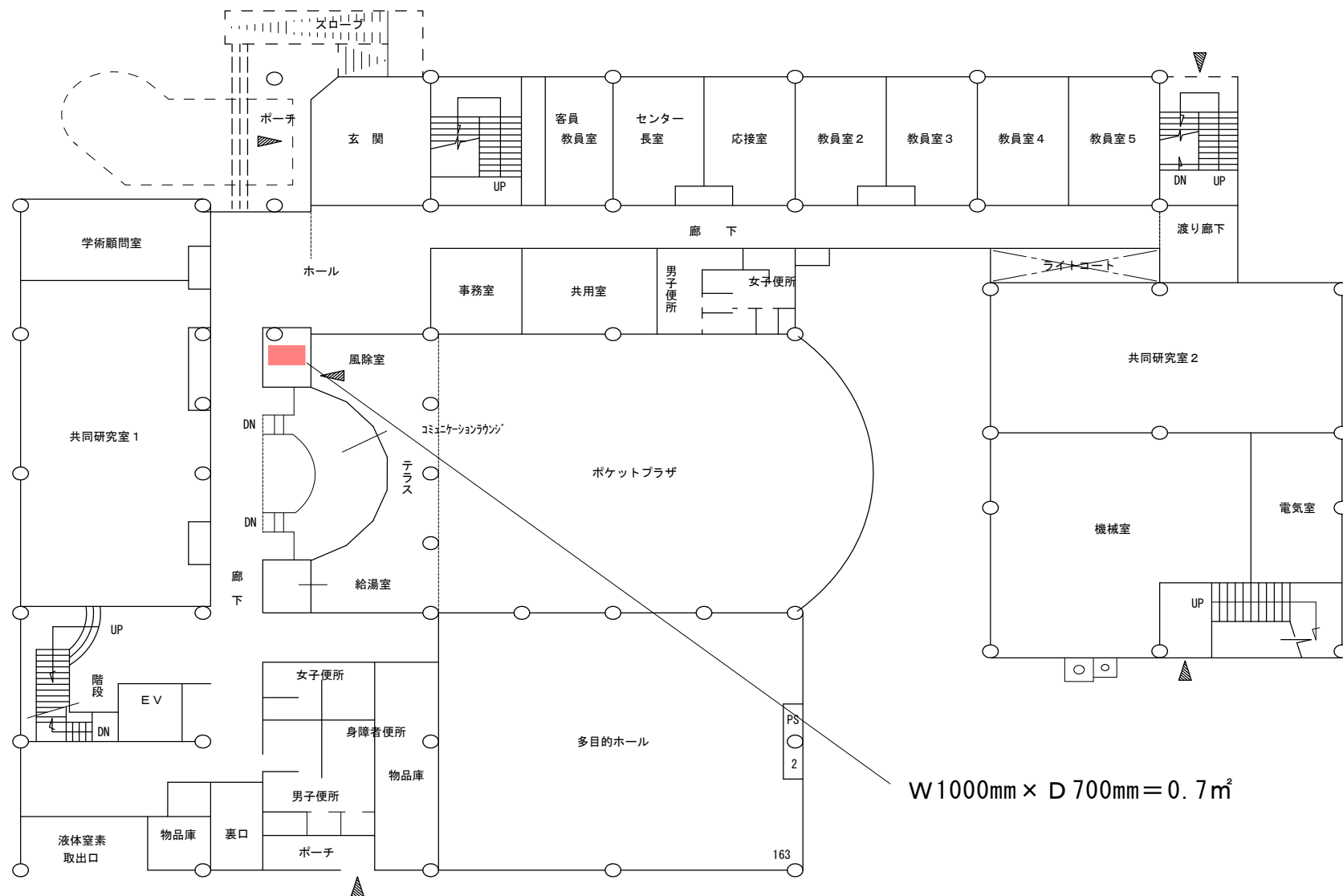
W1159mm × D 727mm = 0.85m²



⑧ 総合研究棟Ⅳ号館



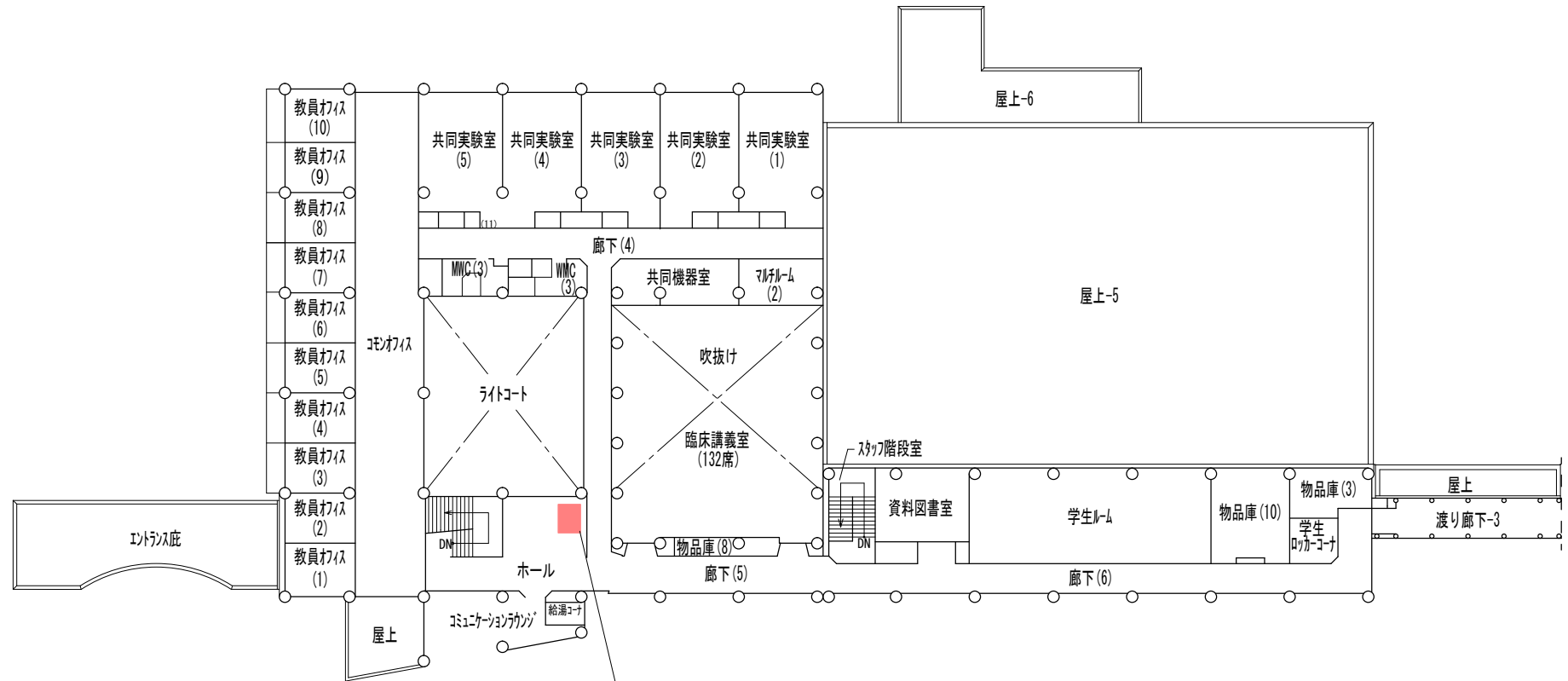
⑨ 原虫病研究センター



W1000mm × D 700mm = 0.7m²

⑩ 産業動物臨床棟

(実験エリア) ←→ (臨床エリア)



W1032mm × D 765mm = 0.79㎡